

秩父市結婚新生活支援事業補助金のご案内

1. 補助金の概要



本事業は、秩父市での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、少子化対策の一環として、結婚して新生活を始める新婚世帯の経済的負担を軽減するため、新婚世帯の新居に係る住宅費及び引越費用を最大 60 万円補助するものです。

2. 対象となる世帯



申請日において、次のすべての要件に該当する夫婦は、補助を受けることができます。

対象要件	
①	令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
②	婚姻届を受理された日において、夫婦がともに 39 歳以下
③	令和 7 年中の夫婦の所得を合算した金額が 500 万円未満（貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から年間返済額を控除します）※ 1
④	申請日において、夫婦のいずれかが補助の対象になる秩父市内の住宅に住所を有している
⑤	市税等の滞納がない
⑥	過去に夫婦双方が本補助金（他自治体の同趣旨のものを含む）の交付を受けていない
⑦	夫婦ともに、自宅等にて動画や冊子により講座を受講し、アンケートに回答すること

3. 補助対象となる経費経費



■ 対象支払期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

■ 婚姻を機に取得または賃借する住宅に係る費用

○ 対 象 ○ 住宅取得費・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料・リフォーム費用

× 対象外 × 土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料

※婚姻日より前に取得または賃借している場合は、ご相談ください。

※賃貸費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。

■ 引越する際に要した費用

○ 対 象 ○ 引越業者又は運送業者に支払った費用

× 対象外 × 不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や知人等に依頼した費用

※ 1 所得の確認方法

- ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額－給与所得控除金額
 - ・自営業の場合：1年間の売上金額－必要経費
- 個人に複数の所得がある場合は、合算してください。

(収入の目安・源泉徴収票の見方)

※申請の際は所得証明書または所得課税証明書が必要となります。

所得証明書・所得課税証明書の発行には手数料がかかるため、要件を満たすかの判断の目安として、源泉徴収票での所得金額確認方法についてご説明します。

令和7年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける 者	住所 又は 居所	秩父市熊木町8-15		(受給者番号)											
				(個人番号) 123456789012											
				(役職名)											
				氏 名		(フリガナ) 秩父 太郎									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額				源泉徴収税額							
給与	4,500,000	3,160,000		1,020,000				118,900							
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族(配偶者を除く)の人数		16歳未満扶養親族の人数		障害者の数(本人を除く)		非居住者である親族の数							
有	有	特 定	老 人	そ 他		特 別		そ 他							
有	有	人	人	人		人		人							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額									
540,000															

	申請者	配偶者
氏 名	秩父 太郎	秩父 花子
所得金額 (R7.1.1~12.31) ※ R8 年度課税証明書 (令和7年の所得がわかるもの) の 合計所得金額 ※申請時に無職の場合は、0円とする	3,160,000 円	500,000 円
夫婦の所得金額合計 (A)	3,660,000 円	
貸与型奨学金の年間返済額 (B) (R7.1.1~12.31) ※夫婦共に返済している場合は合算	204,000 円	
判定する所得金額 (A) - (B)	3,456,000 円	

500万円未満のため、所得の要件を満たします。

3. 補助対象となる経費経費



■対象支払期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※前払家賃の場合、対象期間に支払ったものに限る。

例：R8年3月中に支払った、R8年4月分は不可。R9年3月中に支払ったR9年4月分は可。

■婚姻を機に取得または賃借する住宅に係る費用

○対象○ 住宅取得費・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料・リフォーム費用

×対象外× 土地購入代、住宅ローン手数料、物件清掃代、更新手数料、火災保険料等

■引越する際に要した費用

○対象○ 引越業者又は運送業者に支払った費用

×対象外× 不用品の処分費用、レンタカーを借りての引越や知人等に依頼した費用

※婚姻日より前に取得または賃借している場合は、ご相談ください。

※賃貸費用を対象経費とする申請において、夫婦の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。

4. 補助額



・婚姻日において夫婦ともに29歳以下の場合、一世帯あたり上限60万円

・婚姻日において夫婦ともに39歳以下の場合、一世帯あたり上限30万円



5. 手続きの流れ



① 交付申請の提出

申請書類一式をご用意の上、総合政策課へ申請してください。原則として申請者本人または配偶者の方がお越しください。

受付期限：令和 8 年 3 月 31 日 までに提出してください。

※「6. 交付申請に必要な書類」が揃い次第、早めに申請してください。

② 交付決定通知書等の受取

提出書類に問題がなければ、申請者の住所に交付決定通知および実績報告書・請求書等の書類を郵送します。

③ 実績報告・請求書の提出

交付決定を受けた経費にかかる支払いが完了しましたら、実績報告書・請求書に支払いがわかる領収書等の写しを添えて、総合政策課へ提出してください。

受付期限：令和 8 年 3 月 31 日 までに提出してください。

④ 補助金の受取

実績報告書・請求書の提出から概ね 1 か月程度で、指定口座へ補助金を振り込みます。

6. 交付申請に必要な書類



No	書類名	必要な場合	発行場所
1	申請書（様式 1）	必須	
2	住宅手当支給証明書（様式 2） （夫・妻で各 1 枚ずつ合計 2 枚）	住宅賃貸借費用を申請する場合 ※自営業・無職等給与所得者ではない場合は様式 3 を提出	勤務先
3	婚姻を証明する書類 （婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本）	必須	市民課
4	夫婦の住民票（個人番号の記載がないもの）	必須	市民課
5	夫婦の所得証明書または所得課税証明書 ※ R8 年度に発行された R7 年の所得がわかるもの （夫・妻で各 1 枚ずつ合計 2 枚）	必須 ※非課税証明書不可。非課税の方の場合は所得証明書。	市民税課 ※ R8.1.1 に住民登録をしていた自治体で取得
6	貸与型奨学金の返済額がわかる書類の写し	奨学金の返済額を所得から控除する場合	
7	夫婦の市税の滞納がないことを証明する書類 （夫・妻で各 1 枚ずつ合計 2 枚）	必須	納税課
8	住宅の契約書（売買契約書・工事請負契約書・賃貸借契約書等）の写し	住宅取得費用（購入・新築）、住宅賃貸借費用を申請する場合	
9	リフォーム工事の契約書（工事請負契約書・請書等）の写し	リフォーム工事費用を申請する場合	
10	公的制度に基づく住居費（購入・新築）補助、家賃補助、引越費用補助、リフォーム費用補助の金額がわかる書類の写し	補助を受けている場合	

※交付申請の際に必要な様式 1・2・3 は、秩父市ホームページより、ダウンロードできます。

⇒



(<https://www.city.chichibu.lg.jp/9605.html>)

7. 実績報告に必要な書類



No	書類名	必要な場合	発行場所
1	実績報告書（様式 6）	必須	
2	請求書（様式 8）	必須	
3	講座受講アンケート	必須	
4	住宅に関する費用を支払ったことを証明する書類の写し （領収書等。口座振替の場合は、通帳のコピーを提出）	住宅取得費用（購入・新築）、 住宅賃貸借費用を申請する場合	
5	リフォームに関する費用を支払ったことを証明する書類の写し （領収書等。口座振替の場合は、通帳のコピーを提出）	リフォーム工事費用を申請する場合	
6	引越業者又は運送業者の領収書の写し	引越費用を申請する場合	

※実績報告の際に必要な様式 6・8 は、秩父市ホームページより、ダウンロードできます。

⇒



(<https://www.city.chichibu.lg.jp/9605.html>)

問い合わせ

秩父市 企画政策部 総合政策課（秩父市役所 本庁舎 3 階）
 〒368-8686 秩父市熊木町 8-15
 電話：0494-22-2823（直通）
 （平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

—MEMO—

